

たより 越前浜

平成 30 年 12 月 15 日

越前浜の人口動態 (平成 30 年 9 月末現在) [世帯数 : 277 世帯、人口 : 723 人 (男 : 361 人、女 : 362 人)]

◆ 年末・年始を控えてごみ回収問題の特集 ◆

暮らしに欠かせないごみ処理は、身近な課題。

私たちの生活や経済・生産活動から排出されるごみは、大なり小なり自然環境・生活環境を汚染し、かつ不法投棄が後を絶たない現実があります。このごみに対して新潟市は「クリーンにいがた推進員制度」を設け、ごみ問題に対応しています。目的は、地域の ①ごみ発生の抑制・再使用・再利用 ②適正な分別排出 ③環境美化を推進しています。一方、不法投棄は許さない。不法投棄は5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科せられます。不法投棄には、あちらこちらに監視の目があります。当地区推進員は自治会市橋が担当しています。

後を絶たない違反シールごみが

◆新潟市ごみ減量制度について

現在、10種13分別によるリサイクル推進

	品目	ごみステーションへ
ごみ	①燃やすごみ	・指定袋
	②燃やさないごみ	・指定袋
	③粗大ごみ	・粗大ごみ処理券
資源ごみ	④プラマーク容器包装	・無色・無色半透明袋
	⑤ペットボトル	・備付ネット
	⑥飲食用、化粧品瓶	・備付コンテナ
	⑦飲食用缶	・備付コンテナ
	⑧特定5品目	・無色・無色半透明袋
	⑨古紙類(①古新聞 ②雑誌・雑紙 ③段ボール ④紙パック)	・各分別しヒモ結束(ポリ袋はダメ、 結束が困難はOK)
	⑩枝葉・草	・無色・無色半透明袋

この10月1日から、分別違反したごみは「違反シール」が貼られ回収されません。そのごみは、出した人が再度分別し、又はヒモ結束等し、ごみステーションへ出します。

「違反シール」ごみの事例

ごみステーションに「違反シール」ごみが目立ってきました。ルール違反の代表的な事例を紹介します。特に分別を正しく



例1. ポリ袋に空き缶が入っていた。
是正：飲食用缶自体をごみ集積場コンテナに入れる。



例2. 古新聞+チラシに、雑誌・雑紙が混入していた。
是正：古新聞+チラシはヒモ結束、雑誌・雑紙は分別してヒモ結束。



例3. 雑紙のヒモ結束にダンボール紙が混入していた。
是正：それぞれに分別してヒモ結束。



(結束出来ない雑紙は透明・半透明ポリ袋、燃やすゴミへ)

例4. 空き瓶が指定袋に入っていた。
是正：飲食用・化粧品瓶自体をごみ集積場コンテナに入れる

その他例. 紙パック類は、①水洗いして切り開き、②乾燥させ、③大きさを揃えて十文字でヒモ結束(但し、内側がアルミ貼り紙パックは「燃やすごみ」へ) 各世帯に配布済みの「ごみ分別百科事典」を確認して下さい。